

令和3年9月13日

沖縄県子ども生活福祉部障害障害福祉課 御中

障がいのある子どもの放課後保障連絡会沖縄

(放課後連沖縄)

代表 新垣香代子

## 新型コロナウイルス感染症の影響による要望書（第二次）

日頃より、障害児施策の拡充にご尽力くださり、厚くお礼申し上げます。

令和3年7月8日に「新型コロナウイルス感染症の影響による要望書」を提出させていただきました。その後、沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課（以下、障害福祉課）より「学校の臨時休業等にかかる学校休業日単価の取扱いについて（その2）」を出していただき、休業日の確認先が示されたことで、現場の混乱が最小限になりました。ご対応いただき感謝申し上げます。

さて、沖縄県における緊急事態宣言の延長に伴い、放課後等デイサービス事業所は急遽の児童の受け入れ体制の対応を迫られ、事業所の運営が困難になりつつあります。

そこで、下記の要望を致します。

### 1、分散登校時、登校のない児童の報酬単価は、学校休業日単価を適用できるようにしてください。

沖縄県教育委員会より令和3年8月18日「県立学校における2学期始業時の新型コロナウイルス感染症対策のための分散登校について」の通知の発出があり、それに倣い県立学校・各市町村小中学校が分散登校での学校再開を決定しております。障害福祉課が発出した「学校の臨時休業等にかかる学校休業日単価の取扱いについて（その2）」の中で、分散登校時の学校休業日の取り扱いの記載がありますが、これは文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」の「指導要領上の授業日数」のために学校休業日に当たらない内容となっています。放課後等デイサービスの基本報酬では「学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしない。」となっておりますが、この緊急事態宣言中でのさらなる分散登校で、事業所は児童の朝からの受け入れのためによる職員の追加配置等の対応を余儀なくされ、事業所の運営がさらに厳しくなっています。更に、同じ分散登校での受け入れのはずが、各学校の分散登校の仕方によって報酬単価の差が出てしまうことは、公平性に欠け、制度の不備を現していると考えます。このことから子どもたちの支援をしっかりと保障できる十分な人人体制を取れるよう、分散登校時の登校でない児童を朝から受け入れる場合の報酬単価はどのような分散方法でも休業日単価を算定できるようにしてください。

以上